

# 渋川市高齢者福祉計画

(老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画)

概要版

令和6(2024)年3月

渋川市

# 第1章 計画策定の概要

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

---

我が国では、今後も総人口が減少する一方、高齢者人口は増加し、高齢化率は、「団塊世代」が全て75歳以上（後期高齢者）となる令和7（2025）年には29.6%、さらに「団塊世代」の子の世代「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年には34.8%になると予想されています<sup>\*1</sup>。

本市についてみると、令和5（2023）年9月末日現在の人口は73,274人<sup>\*2</sup>で、そのうち高齢者人口は26,455人、高齢化率は36.1%で、群馬県の30.4%や全国の29.1%を上回る状況となっており、これを踏まえた計画的な高齢者福祉施策が必要となっています。

「渋川市高齢者福祉計画（老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」（以下「本計画」という。）は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画年度とし、社会的な背景と地域の状況とともに、これまでの本市における取組の評価・分析を踏まえ、助け合い・支え合いによって、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域づくりに向けた計画として策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

---

- 1 老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定により、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体として策定します。また、3年間を1期として見直しを行います。
- 2 介護保険法第116条に規定する国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）及び群馬県高齢者保健福祉計画（群馬県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）に即した計画とします。
- 3 本市のまちづくりの最上位計画である「第2次渋川市総合計画」【平成30（2018）年度～令和9（2027）年度】（以下「総合計画」という。）に基づく分野別計画です。
- 4 本市の福祉分野の総合的な計画である「第2期渋川市地域福祉計画」【令和6（2024）年度～令和15（2033）年度】に基づく計画です。
- 5 本市の健康づくり推進のための計画である「第4期渋川市健康増進計画」【令和5（2023）年度～令和14（2032）年度】と調和のとれた計画とします。
- 6 群馬県が策定する「第9次群馬県保健医療計画」【令和6（2024）年度～】と整合した計画とします。
- 7 基本指針に基づき、要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和のとれた計画とします。

\*1 「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

\*2 「住民基本台帳」（渋川市）

## 第3節 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

## 第4節 計画の策定体制

### 1 渋川市高齢者福祉推進委員会の設置

府外の関係者によって組織する「渋川市高齢者福祉推進委員会」を設置し、これによる審議・検討を行いました。

### 2 渋川市高齢者福祉計画策定委員会の設置

府内組織として「渋川市高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、検討・調整を行いました。

### 3 アンケート調査の実施

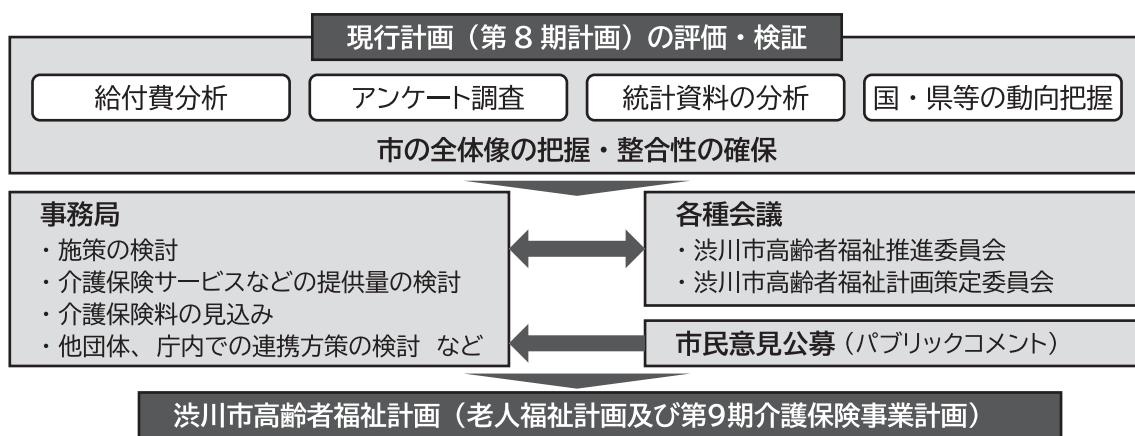
高齢者を対象とした「在宅介護実態調査」「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、介護保険サービス等の提供事業所を対象とした「事業所調査」を実施し、計画に反映しました。

### 4 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

地域包括ケア「見える化」システム\*によって、地域間比較等による現状分析、本市における課題抽出や将来推計を行い、介護サービス見込量を算出しました。

### 5 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

本計画の案を公表し、より多くの市民や関係者からの意見を把握するために、令和5（2023）年11月27日から令和5（2023）年12月26日まで市民意見公募を実施しました。



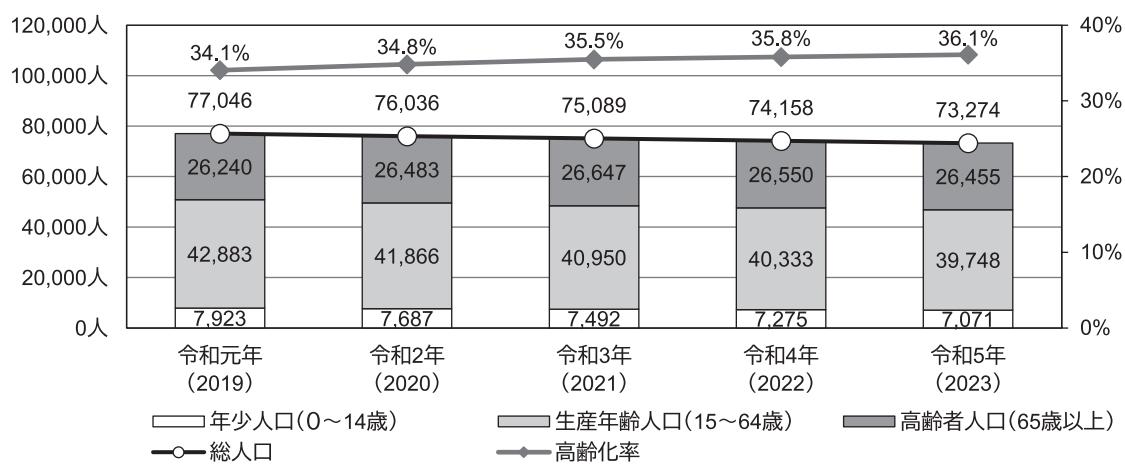
\* 地域包括ケア「見える化」システム：都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が提供する情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が提供されています。

## 第2章 渋川市の高齢者を取り巻く現状

### 第1節 統計データで見る現状

#### 1 人口の推移

本市の人口は、年々減少しています。一方、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は年々高くなっています。令和5（2023）年は36.1%で、群馬県より5.6ポイント、全国より7.0ポイント（いずれも令和5（2023）年）高くなっています。



資料：渋川市は「住民基本台帳」（各年9月末日現在）、群馬県は「群馬県年齢別人口統計調査結果」（群馬県統計課 令和5年10月1日現在）、全国は「人口推計」（総務省統計局 令和5年10月1日現在（概算値））

#### 2 高齢者のいる世帯

本市における高齢者のいる世帯の割合は55.9%（令和2（2020）年）となっており、群馬県より11.2ポイント、全国より15.2ポイント高くなっています。また、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者の単独世帯は、それぞれ高齢者のいる世帯の24.6%、25.4%を占めています。

区分		渋川市			群馬県	全国
		平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)
一般世帯	世帯	29,185	28,711	28,993	803,215	55,704,949
高齢者のいる世帯	世帯	14,232	15,436	16,202	359,309	22,655,031
	%	48.8	53.8	55.9	44.7	40.7
うち高齢者夫婦のみの世帯	世帯	2,947	3,495	3,989	92,979	5,830,834
	%	20.7	22.6	24.6	25.9	25.7
うち高齢者の単独世帯	世帯	2,694	3,415	4,115	93,993	6,716,806
	%	18.9	22.1	25.4	26.2	29.6

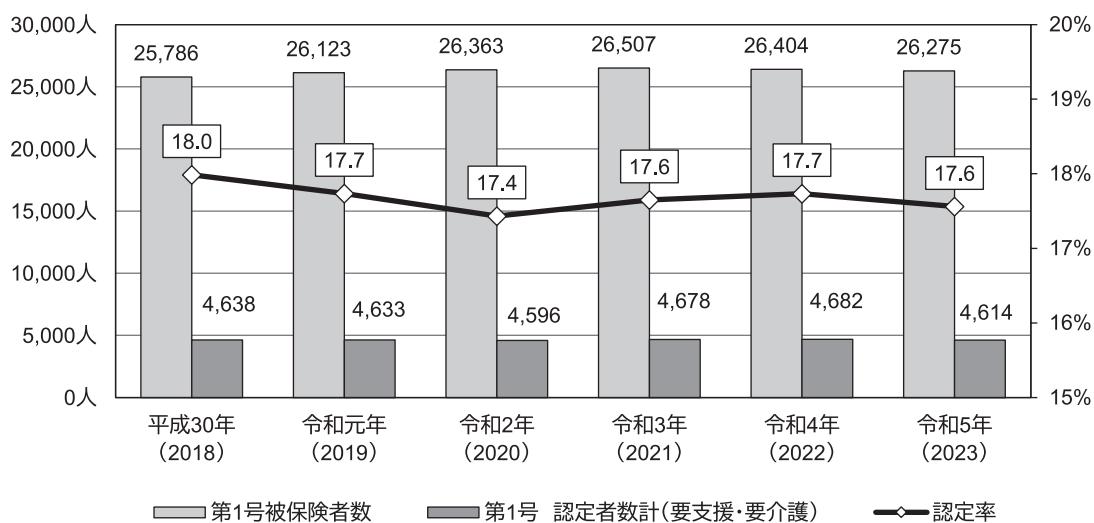
※「%」は、「高齢者のいる世帯」ではそれぞれの年の「一般世帯」に占める割合、「うち高齢者夫婦のみの世帯」「うち高齢者の単独世帯」では「高齢者のいる世帯数」に占める割合

資料：総務省「国勢調査」

## 第2節 介護保険事業の状況

### 1 第1号被保険者数と認定者数・認定率の推移

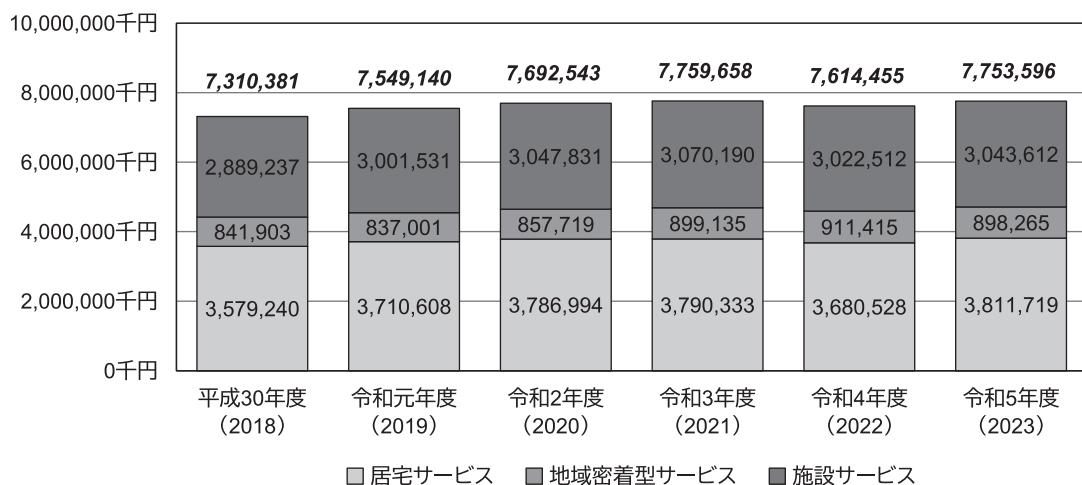
第1号被保険者（65歳以上の人）数は、令和5（2023）年9月末日現在で26,275人となっています。そのうち、要支援及び要介護認定者数は4,614人で、認定率は17.6%となっています。平成30（2018）年以降の認定率の推移をみると、令和元（2019）年以降、17%台で推移しています。



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年9月月報値)

### 2 サービスごとの介護給付費の推移

介護給付費について、令和5（2023）年度と平成30（2018）年を比較すると、全体では4億4,322万円増加しています。介護サービスごとの増加率をみると、居宅サービスは6.5%、地域密着型サービスは6.7%、施設サービスは5.3%、全体では6.1%の増加となっています。



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額

## 第3節 高齢者を取り巻く課題

アンケート調査結果や、これまでの取組、社会情勢等を踏まえ、計画策定に向けた課題を以下に整理します。

### (1) 介護者の就労継続の支援

#### 様々な世代の「働く」+「介護」を支える環境づくり

様々な世代が仕事と介護の両立がしやすい環境づくりと、状況に応じて、自宅や家族を中心とする介護から施設や介護サービスの利用へ移行する支援を更に充実させることが必要です。

また、近年、社会問題となっている「ヤングケアラー\*」の視点で、在宅での介護を子どもたちが担い、その影響で進学や就職を断念せざるを得なくなるなど、子ども本来の学業や交友が制限されることのないよう、関係機関等の連携による、在宅で介護する家庭の実態把握と適切な支援が必要です。

\* ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと

### (2) 介護予防の推進

#### 市民の意向を踏まえた健康づくり・介護予防を促す環境づくり

健康づくりや介護予防の活動への参加状況、潜在的な参加者の把握、性別による参加意向や身体の状況の違い等を踏まえ、高齢者それぞれによる介護予防や健康づくりへの取組を促進するとともに、体制・環境づくりが必要です。

また、高齢になる前から、住民が主体的に健康づくりに取り組むことができる仕組みづくりと、それを地域で支える体制づくりが必要です。

### (3) 社会参加や支え合いの推進

#### 高齢者の力を地域で生かす環境づくり

高齢者がこれまで培った人間関係や知識・経験等を地域社会の中で地域力として生かせるよう、外出の手段や機会を含めた体制の確保や強化等、社会参加、生きがいづくりの支援や、地域で支え合う仕組みづくりが必要です。

## (4) 高齢者の安全・安心の確保

### 高齢者を災害・犯罪・交通事故から守る環境づくり

自然災害の激甚化や頻発化、高齢者を狙った犯罪の手口の巧妙化や悪質化が懸念される中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は今後更に増加すると予想されており、地域全体で高齢者を災害や犯罪から守る体制・対策の強化、市民自らが身を守るために意識の醸成と環境づくりが必要です。

また、主な介護者が現在の生活を継続するに当たって、外出の付き添いや送迎等に不安を感じている状況や、高齢者が移動手段として自分で自動車を運転することが多い現状を踏まえ、交通安全対策や公共交通の利用促進、自家用車の利用に依存しないで移動するための支援等の充実が必要です。

## (5) 認知症対策の推進

### 認知症を地域全体で理解し、支える環境づくり

認知症について、市民の理解を深め、認知症の症状がある人への早期対応と、その介護者の支援、認知症になっても安心して暮らせる体制や環境づくりに取り組むことが必要です。

## (6) 包括的支援体制の充実

### 地域共生社会の実現に向けた機能や情報提供の充実

地域包括支援センターには、高齢者だけでなく、地域全体で共生する社会の実現に向け、様々な市民の課題に包括的に対応・支援する役割があり、これを踏まえた機能の強化と多様な分野の関係機関との連携を図ることが必要です。また、地域包括支援センターの役割や機能をより広い世代の市民へ周知し、利用促進を図るため、わかりやすい情報提供に努めることが必要です。

市からの情報について、インターネットの利用状況は高い年代ほど低くなっています。これらの利用状況を踏まえた情報提供や、日常生活の利便性向上につながるデジタル端末の利用促進等が必要です。

## (7) 事業所の運営支援

### 介護人材の確保・育成の支援とデジタル化の推進

市内の介護サービス事業所等では人材不足が課題となっており、介護職員の確保は、円滑な事業運営や、市内へのサービスの新規参入や事業拡大を進める上での課題としても認識されており、このような現状を踏まえた介護人材の確保や人材育成の支援が必要です。

また、国が進める「ケアプランデータ連携システム」を含めた、デジタル化の推進による事務作業の軽減や、事業所への最新で的確な情報のわかりやすい提供を図ることが必要です。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 第1節 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

本計画は、総合計画で掲げる施策「高齢者福祉の充実」「介護保険の充実」に関連する計画に位置づけられます。この2つの施策では、基本方針としてそれぞれ以下を掲げ、施策の展開を図ることとしています。

施策名	基本方針
高齢者福祉の充実	高齢者が生きがいを持ち、元気に安心して生活できるまちづくりを推進します。
介護保険の充実	要介護状態となることを予防し、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりと介護サービス体制の構築を図ります。

また、総合計画では、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に取り組むことが本市の将来像「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」の実現に資するとし、特に上記2つの施策では、SDGsの17の開発目標のうち、主に以下の2つが該当するとしています。



本計画が主に該当するSDGsの目標（総合計画より）

本計画は、総合計画の考え方や、SDGsの理念「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」と強く関連するものです。また、これまでの取組の継続性や持続性とともに、人口減少・少子化・高齢化が進行する中で、人と人とのつながりや助け合いが更に重要なこと等を踏まえ、「第8期計画」で掲げた基本理念を踏襲し、改めて本計画の基本理念とします。

### 基本理念

いつまでも 誰もが健やかに つながり助け合う

## 2 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、5つの基本目標を掲げ、その総合的な推進を図ります。

### 基本目標1

#### 生きがいを持ち、健やかに暮らせるまちづくり

##### (1) 高齢者の「地域力」を生かす環境づくり

地域活動やボランティア活動等において、高齢者それぞれが培ってきた知識や経験等を「地域力」として生かせる機会の提供と、参加の促進を図ります。

##### (2) 高齢者の生きがいづくりや生涯学習の推進

高齢者の生きがいづくりや、生涯学習につながる様々な学習や体験の機会の充実を図ります。

##### (3) 高齢者が働きやすい環境づくり

高齢者が地域産業を支える活力として働きやすい環境づくりに向け、シルバーパートナーシップ等との連携や、主体的な活動の支援を推進します。

### 基本目標2

#### 安全・安心に生活できるまちづくり

##### (1) 日常生活を支援するサービスの充実

見守りや介護等の必要な在宅高齢者の日常生活を支援するサービスの充実を図ります。

##### (2) 安全・安心な環境づくり

防犯、防災、感染症対策、住まい、移動等、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる環境づくりを推進します。

##### (3) 相談体制の充実と情報提供の強化

関係機関間の連携を強化し、介護される人・する人やその家族等が抱える課題の解決、具体的支援につながる相談体制の充実を図ります。

また、様々な機会や媒体を活用して、高齢者福祉、介護保険に関する制度やサービス等のわかりやすい情報提供に努めます。

## 基本目標3

## 健康づくりと介護予防の推進

### (1) 予防医療の推進

各種検診（健診）や予防接種、健康相談等を通じて、疾病の予防や早期発見・早期治療を推進します。

### (2) 介護予防の推進

地域や性別、年代等による状況やニーズの違いを踏まえ、高齢者一人ひとりの状態に応じた様々なサービスの提供や事業の実施により、要介護状態の予防を推進します。

### (3) スポーツ活動の推進

高齢者が身近で気軽に参加できるラジオ体操の普及、各種スポーツ大会や教室等の機会の充実により、高齢者の健康維持・増進を図ります。

## 基本目標4

## 介護保険サービスの充実と介護保険制度の健全な運営

### (1) 介護保険サービスの充実

支援が必要な高齢者が十分なサービスを受けることができるよう、高齢者一人ひとりのニーズを踏まえた適切なサービスの提供に努めます。

### (2) 介護保険制度の健全な運営

被保険者の適正な資格管理や、公正かつ迅速な要介護認定等を行う体制づくりを推進します。

また、介護サービス事業者に対する助言や指導監督、介護保険給付の適正化等を推進し、介護保険制度の健全な運営を図ります。

### (3) 人材の確保と業務効率の強化

介護サービス事業者が主体的に取り組む職場環境や処遇の改善、職員研修等の支援や、資格取得に対する支援を推進し、介護サービスを担う人材の安定的な確保を図ります。

また、デジタル技術の活用支援や、最新で的確な情報のわかりやすい提供等を推進し、介護サービス事業所における業務の効率化や事務作業の負担軽減を促進します。

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域共生社会の実現を見据え、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、適切な人員体制の確保、圏域ごとに設置している各センター間や他分野の関係機関との連携強化、効率的な運営の継続に向けた点検・評価等に努めます。また、地域包括支援センターの機能や地域の福祉について効果的な情報提供と周知に努めます。

### (2) 在宅医療・介護連携と生活支援体制の充実

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、「渋川地区在宅医療介護連携支援センター」を中心に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる医療・介護の連携体制の充実を図ります。

また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）\*や協議体活動の促進等により、日常生活の支援体制の充実を図ります。

### (3) 認知症施策の推進

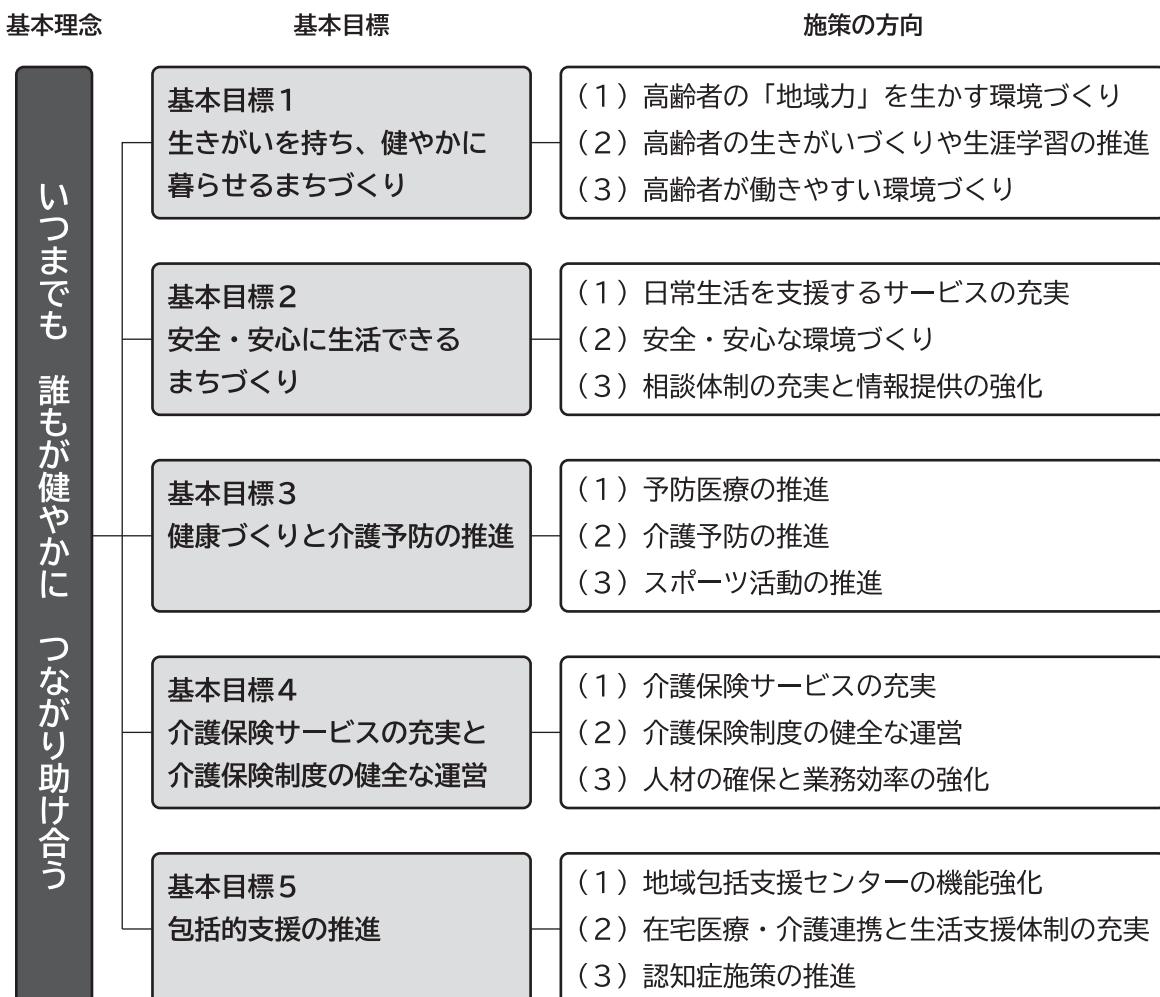
令和3（2021）年10月に群馬県で初めての“認知症条例”として施行した「渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例」の基本理念に基づき、認知症について市民の理解を深め、認知症の予防や早期発見・対応に努めるとともに、認知症になんでも、自らの意思が尊重され、住み慣れた場所で自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。

\*生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援、介護予防サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、地域の生活支援ニーズと地域資源のマッチング等を行う調整役

## 第2節 計画策定方針

本計画は、「団塊世代」が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を計画期間内にを迎えることを踏まえるとともに、これまでの取組を更に深化・推進させ、地域の実情に応じたサービスの質・量両面の充実、介護サービスを支える人材の確保や現場の生産性向上等による、持続可能な地域包括ケアシステムの構築と、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちづくりのための方向性を示す計画として位置づけます。

## 第3節 施策の体系



## 第4節 日常生活圏域の設定

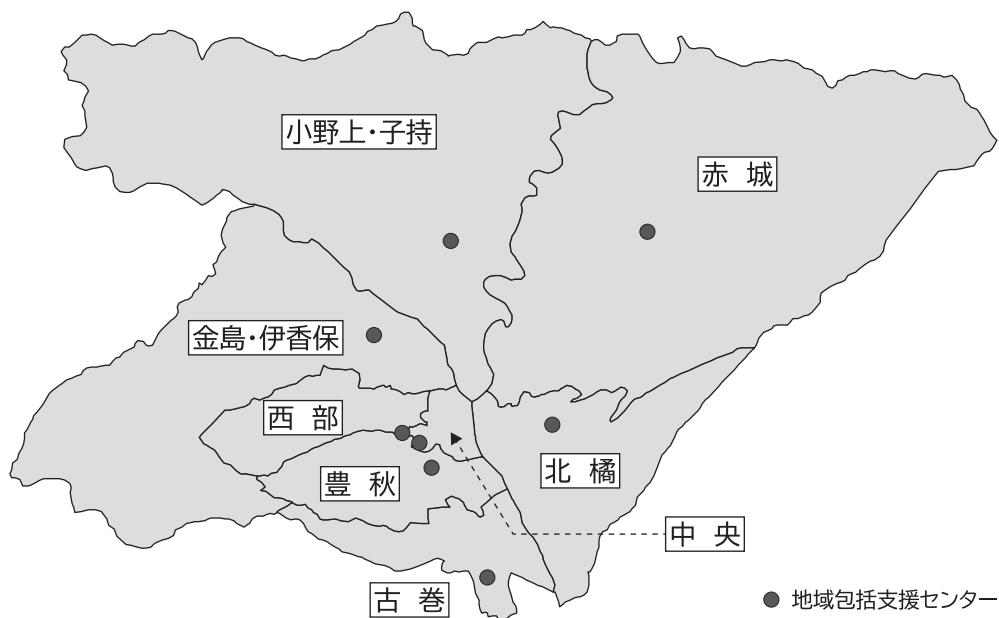
市民の生活圏や地理的条件、高齢者人口、交通事情、その他の社会的条件と介護サービスを提供するための施設の整備状況等を踏まえ、本計画の日常生活圏域（高齢者が住み慣れた地域で生活するためのサービスを整備する基準とする区域）を以下の8圏域とします。

【日常生活圏域の概要】

区分	総人口		高齢者人口		高齢化率 (%)
	人	構成比(%)	人	構成比(%)	
<b>中央圏域</b> 渋川(大崎・下郷・東町・新町・下ノ町・南町・長塚町・寄居町・坂下町・辰巳町)、石原(熊野町)	5,095	6.9	1,822	6.9	35.8
<b>西部圏域</b> 渋川(並木町・中ノ町・上ノ町・川原町・裏宿・元町・御蔭・入沢・上郷・藤ノ木・明保野)、金井軽浜	6,742	9.2	2,800	10.6	41.5
<b>金島・伊香保圏域</b> (金井軽浜を除く)	11,485	15.7	4,173	15.8	36.3
<b>古巻圏域</b>	11,910	16.3	3,496	13.2	29.4
<b>豊秋圏域</b> (熊野町を除く)	8,345	11.4	2,595	9.8	31.1
<b>小野上・子持圏域</b>	12,217	16.7	4,552	17.2	37.3
<b>赤城圏域</b>	8,959	12.2	3,825	14.4	42.7
<b>北橘圏域</b>	8,521	11.6	3,192	12.1	37.5
<b>全 体</b>	73,274	100.0	26,455	100.0	36.1

資料:住民基本台帳(令和5年9月末日現在)

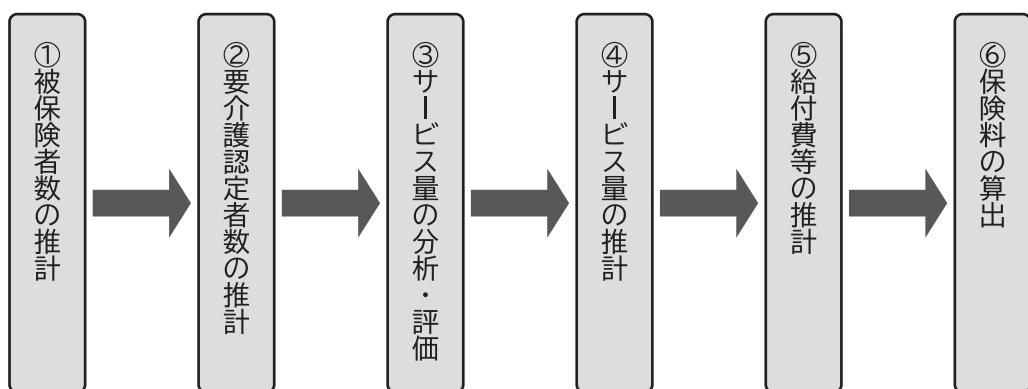
【日常生活圏域図】



# 第4章 介護保険料の算定

## 第1節 介護保険料算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料については、次のような流れで算出されます。



## 第2節 介護保険事業の財源構成

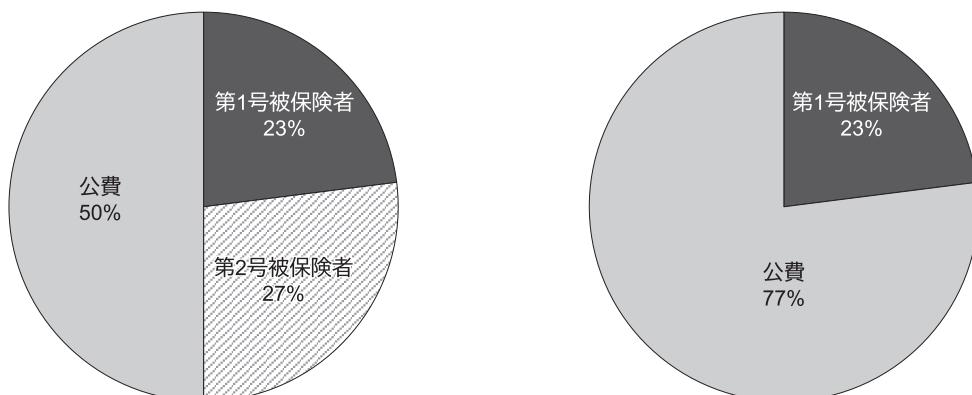
介護保険事業の財源は、公費（国、群馬県、渋川市）と被保険者の保険料で賄われており、居宅給付費、施設等給付費、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）はいずれも、第1号被保険者が23%、第2号被保険者（45歳以上65歳未満）が27%、公費が50%となります。地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）は第1号被保険者が23%、公費が77%となります。

【居宅給付費】

【施設等給付費】

【地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）】

【地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）】



## 第3節 第1号被保険者保険料の推計

各事業の給付費の推計額に基づき、地域包括ケア「見える化」システムにより算出される本市の第1号被保険者保険料基準額は、年額71,200円、月額に換算すると5,933円となります。

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)(C)	人	26,855	26,725	26,608	80,188
標準給付費見込額(A)	千円	8,171,105	8,225,824	8,264,935	24,661,864
総給付費	千円	7,646,151	7,693,129	7,723,052	23,062,332
特定入所者介護サービス費等給付額	千円	298,090	302,491	307,708	908,289
高額介護サービス費等給付額	千円	196,523	199,454	202,894	598,871
高額医療合算介護サービス費等給付額	千円	23,583	23,901	24,313	71,796
算定対象審査支払手数料	千円	6,758	6,849	6,968	20,575
地域支援事業費(B)	千円	467,683	467,683	467,683	1,403,049
介護予防・日常生活支援総合事業費(B')	千円	216,305	216,305	216,305	648,915
包括的支援事業費・任意事業費	千円	251,378	251,378	251,378	754,134
第1号被保険者負担分相当額(D) =(A+B)×23.0%	千円	1,986,921	1,999,507	2,008,502	5,994,930
調整交付金相当額(E)	千円	419,371	422,106	424,062	1,265,539
調整交付金見込交付割合(F)	%	4.50%	4.43%	4.39%	
調整交付金見込額(G)=(A+B')×F	千円	377,433	373,986	372,326	1,123,745
財政安定化基金償還金(H)	千円				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(I)	千円				45,000
介護給付費準備基金繰入予定額(J)	千円				500,000
保険料収納必要額(K) =D-G+E+H-I-J	千円				5,591,724
予定保険料収納率(L)	%				98.00%
保険料基準額(年額)(M)=K÷L÷C	円				71,200
保険料基準額(月額)=M÷12	円				5,933

## 第4節 第1号被保険者の保険料の設定

推計された保険料基準額をもとに、所得段階別人口の割合を勘案し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、保険料区分を国が定める標準段階の13段階とし、第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料基準額を年額71,200円と設定します。各所得段階の保険料は以下のとおりとします。

所得段階区分	対象者	基準額に対する負担割合	介護保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者(世帯非課税者) ・本人及び世帯が住民税非課税者で、合計所得+課税年金収入が80万円以下	基準額×0.455	32,300円
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	基準額×0.285	20,200円
第2段階	・本人及び世帯が住民税非課税者で、合計所得+課税年金収入が120万円以下(第1段階該当者を除く)	基準額×0.685	48,700円
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	基準額×0.485	34,500円
第3段階	・本人及び世帯が住民税非課税者で、合計所得+課税年金収入が120万円超	基準額×0.69	49,100円
	低所得者保険料軽減措置適用後の金額	基準額×0.685	48,700円
第4段階	・本人が住民税非課税者で、世帯内に住民税課税者がいる場合で、合計所得+課税年金収入が80万円以下	基準額×0.90	64,000円
第5段階	・本人が住民税非課税者で、世帯内に住民税課税者がいる場合で、第4段階に該当しない場合	基準額×1.00	71,200円
第6段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	85,400円
第7段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	92,500円
第8段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	106,800円
第9段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.70	121,000円
第10段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.90	135,200円
第11段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.10	149,500円
第12段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.30	163,700円
第13段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が720万円以上	基準額×2.40	170,800円

### 渋川市高齢者福祉計画（老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画）【概要版】

令和6(2024)年3月

発行・編集 渋川市 福祉部 介護保険課

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地 TEL0279-22-2111（代表）

URL <https://www.city.shibukawa.lg.jp>

